

令和5年第12回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和5年11月24日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堺澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
3番 木下 亜紀	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氷賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	14番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 真武

○ 欠席した委員(2名)

4番 小松原 ひとみ 23番 山崎 幸夫

○ 事務局職員出席者

次 長 山本 孝浩
主 査 出口 大悟
主 査 高坂 貴和

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第67号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第69号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

議案第70号 農用地利用集積計画の策定について(売買)

駒ヶ根市農業委員会総会規則第15条の規定によりここに署名する。

会長

議事録署名人 7番 (田村)

議事録署名人 8番 (滝沢)

開会 令和5年11月24日 午後3時40分
次長 (山本 孝浩君)
それでは、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから令和5年第12回農業委員会総会を開会させていただきます。
それでは、会議の前の一言と農業委員会憲章の朗読を、5番 倉田益式委員、よろしくお願ひします。

5番 (倉田 益式君)
皆さん、改めまして、こんにちは（一同「こんにちは」）
一言ですけど、私はついしゃべり過ぎて長くなる癖があるんで、短くまとめたいなとは思います。
この1か月はとても忙しかったんで、何が忙しかったのか、ちょっと簡単にまとめてみようかなと思います。
昨日なんですけれども、昨日は菅の台の高原直売所でりんご祭りが……（「昨日は感謝祭です」と呼ぶ者あり）あ、感謝祭か……（「りんご祭りはその前のイベントです」と呼ぶ者あり）その前か……。
感謝祭ということで餅つきがありましたんで、じゃあ俺がやろうっていうことで、餅つきに一日、9時から何時頃かな、3時過ぎまで頑張って餅をついてきました。
生産者の持ってきていたりんごなんですけれども、おかげさまでリンゴのほうも結構たくさん売れて、下平の……。（「■さんです」と呼ぶ者あり）■さん、23箱かな、ほとんど全部を売り切りということで、ほかのものも結構出て、上田さんの花もほぼ完売のような感じで出ておりました。
一番忙しいのは中嶋委員さんなのかなと思うんですけども、どこがやってるかというと、上在営農組合という組織があります。組織で言うと、各地区の集落ごとに農家営農組合っていうのがあると思いますけれども、それをまとめているのが法人ですよね。うちらのところには北割・上穂農事組合法人があります。それで、そういう法人を幾つかまとめているのが上在営農組合という組織になります。それで、今お話しした直売所は上在営農組合で管理しております。
お金のほうは中嶋委員さんがチェックしてくれていて、今年は去年に比べて300万円ぐらい一キノコの出が悪い、東山のほうもそうだと思うんですよね。キノコの出が悪いんで去年と比べてがくっと落ちているというふうに聞いております。
あとは直売所のほうで時々イベントがありまして、いろいろとお手伝いをしております。
ほかには、上在のほうの農業委員がここに4人いるんですが、その農業委員

を中心にして、[REDACTED]の米作り体験ということで——あれは理科の単元になるのかな、小学校5年生の米作りの指導に行っております。お米作りの先生ですね。（笑声）先生で呼ばれておりますけれども、田植をしたりして、それから秋になると稲刈り、脱穀、そういったことのお手伝いをしております。

それで、もう三、四年くらいになるのかな、前は先生のほうもそこそこのいろ知っていたりして、子どもさんも5年生なら5年生くらいのレベルかなということ見ておりましたが、去年もちょっとレベルが下がってきたかなと思ったんですけども、今年は非常にレベルが下がったような気がしました。

将来は、今の5年生——11歳が日本これから農業をしょって立つところに誰かが来てくれるのかなと思ってはおります。1クラスが32~33人くらいなんで、その中から1人か2人くらいは百姓になるのかなと思って見ておりますけれども、非常にレベルが低い、教ても動けない、手が動かない、頭も動かない、体も動かない、これが日本の子どもなのかなと思って見ております。

私の孫がちょうど11歳でアメリカにいるんですけども、どっちがいいのかなと思って見てますけれども、そんな、ちょっと心配な状況です。

もっと何が忙しかったかっていうことでは、部落の集まりのほうの農家営農組合ですけれども、何回か話をしたことがあるかもしれませんけれども、こちらでは来年の役員をどうするのかっていうことでもめにもめて、この1か月で2回の会合を持ちました。結局、役員の成り手がない、それから、もう毎年毎年、結構70歳代で亡くなっているんですよね。では、亡くなった後がどうなるかって言ったら、息子や娘はほとんど跡を継がないです。

それで、もう私の隣の家も農家は継がないような感じなんで土地を売りたいということで、私が中へ入って土地の買手を探して紹介してやって処理しています。トラクターには乗ったことがないって息子さんが言うんで、私が田んぼを起こして管理してあげているということです。

私は15年前に戻ってきたんですけども、そのときには100軒近く農家がありました。それで、この間、会合で話をしたら今は44軒以下になるということで、もう毎年毎年役員をやらないといけないよっていうような話になってきたんで、これから10年先まで決めようっていうことで決めたんですが、決めた中でもぼろぼろ抜けていくから今後が非常に心配です。

それから、中間に当たる北割・上穂の農事組合法人、こちらも何回か誰かが話をしたことがありますけれども、インボイスが始またらもう完全に赤字になると、赤字になりながら持続はできないということで四、五年したら解散の予定にしています。

だから、子どもさんを見てもちょっとどうなかなっていうふうに感じますし、今言った3つの団体——農家営農組合、農事組合法人、それから上在営農

組合、そっちのほうもだんだんちょっと心もとないような状況になってきつつあります。

あとは、個人的なことで、中嶋委員さんと協力しながら、上穂と上穂に近い北割の国道下の旧国道に近いところ、文化会館を中心にして南北1km以内くらいは私が結構管理し始めていまして、今年は草刈りを2町歩、それからソバを1町歩、これを全部1人でやっているんです。今年の3月でシルクミュージアムを辞めたんで多少は時間が取れるかなと思ったんですけども、そういうことで非常に忙しかったです。

それで、農業委員のあれにも入っていますけれども、荒廃農地になるのを防ぐということ、荒廃農地になったところを元に戻すということで取り組んでみましたけれども、やっぱり荒廃農地になっているところはそれなりの原因があるんですよね。だから、幾ら頑張っても元には戻らないということです。

そっちの家からは8反歩くらい受けたんですけども、もうどうにもならないということで、結局2反歩を残してあとは返すということです。受けたところは、田んぼはぼこぼこで、うちの重機を入れて重機で平らにしましたが、本当にもう荒廃地です。

それで、平らにしてソバをまいたんですが、雨の降る関係もあり、やはり芽も出ない、それからハーブの一種が非常に繁茂していてソバと同じくらい芽を出している、そうすると匂いがつくんで刈取りもしてくれないということで、6反歩は全部草刈り機で刈り倒しました。だから、いつもの倍くらいの労力をかけて10万円くらい赤字になりました。

非常に忙しい年でしたというふうなことで、充実した年といえば充実した年だったんですけども、こんなに百姓をやるのは初めてなんで、来年からは今年の半分ぐらいにしようかなということを思っております。

農業委員会の大会のほうでもいろいろ話が出ましたけれども、駒ヶ根市も一生懸命やっていかないと係長も大変だろうというふうに思っております。

そんなところで話を終わりたいと思います。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

（氣賀澤 道雄君）

これより令和5年11月1日付、告示第12号をもって招集した令和5年第12回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

なお、4番 小松原ひとみ委員、23番 山崎幸夫推進委員から欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付しております日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において7番田村晴男委員、8番 滝沢久美子委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計4件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

北割1区、[REDACTED]の南西1筆2,982m²になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は譲渡人とお互いに耕作の行いやすい農地に交換するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

北割2区、[REDACTED]の北1筆2,159m²になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は譲渡人とお互いに耕作の行いやすい農地に交換するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては3ページを御覧くだ

さい。

3—3で表示した場所になります。

上赤須区、[REDACTED]の南1筆940m²になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は耕作が困難な水田の代替地として当地を取得したい、譲渡人は自宅から距離があり管理が困難であったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続きまして4件でございますが、場所につきましては4ページ左側を御覧ください。

3—4で表示した場所になります。

上赤須区、[REDACTED]の南1筆297m²になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は当地をこれまで自身の所有地と一体的に管理しており、今後も引き続き管理するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上4件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

(氣賀澤道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

10番

(塩木操君)

それでは、1番と2番は関係しておりますので、1番と2番をまとめて説明します。

1番は地図の3—1のとおりでございますが、ここは田んぼがずっと連なつたところで、この土地と2番目の3—2で示した場所で田んぼの交換をしたいという話です。

1番の譲受人の[REDACTED]さんは今まで3—2の田んぼを耕作しておりました。

そして2番目の譲受人の[REDACTED]さんは3—1の田んぼを耕作しておりました。

[REDACTED]さんが自分のうちのすぐお隣の田んぼをどうしても欲しいということで、今ここは[REDACTED]さんが耕作しているんですが、この田んぼと地図の3—2で示してある[REDACTED]さんの田んぼを交換して自分のうちの近くに田んぼを持ちたいということです。2人で話合いの結果、ここの農地を交換しようという話になりました。

それで、ちょっと面積が違いますが、どうしても■さんは自分のうちの隣の田んぼが欲しいということで、この面積は考えないものとして交換したいという話です。

そういうことですので、利便性もよくなると思いますので問題ないんじゃないかと判断しました。

以上です。

9 番 (小松原 博君)

3番4番も関連しておりますから続けて申し上げます。

3番の件ですけど、先ほど地図を御説明いただきましたけど、場所は■の下をずっと飯島の■のほうに下っていく途中です。地籍としては■の■地籍になります。

それで、譲渡人の方はもともと■に在住されていた方で、後に■のほうに引っ越しされた、そういう経緯がございます。

耕作面積に関しては、■さんのほうにお渡しするようなんんですけど、譲受人の■さんは周りに果樹園ですか水田を所有しておりまして、■さんの田んぼの周りを囲んでいるような状態で、立地的に非常に■さんは都合のいい場所だと感じました。

それで、一応現地調査をしたんですけども、特段問題はないということでお見書のほうは通しました。

それから4番目です。

こちらは隣同士のお宅なんですけど、譲受人の■さんっていう方は、もともとこの土地は自分の土地だっていう認識でありまして、長年にわたって管理していたんですけども、たまたま物置小屋を改装しようと思って建設業者に頼んだところお宅の土地じゃないですよということが判明したらしくて、隣の方と話し合ったようです。

大分古い話で、2代くらい前の話らしいんですけど、もともとは隣の■さんっていう方が田んぼを作っていたんですけど、どうも水田の畦畔を直したときに登記が間違ってされてしまったんじゃないかなっていう話です。

それで、両者で話し合いまして今回の結果に結びついたっていう経緯でございます。

以上でございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございます。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

- 11番 (上田 佳子君)
3番になりますけれども、備考のところで説明がありましたが、「耕作が困難な水田の代替地として、」とありますけれども、耕作の困難な前の土地は耕作放棄地みたいな形になってしまうのか、それとも何か考えておられるのかをお伺いします。
- 9番 (小松原 博君)
そこまでは確認していないんですけど、■さんのほうにお聞きしたら、どうも水口が崩れて駄目になったから水田にはできないってことで、水田の代替地として■さんの土地を譲り受けたいっていう話だったです。だから、水田はできないけれど、畠地としてとか、いろんな形の耕作は可能だと思います。そんな程度で申し訳ないです。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
よろしいでしょうか。
- 11番 (上田 佳子君)
はい。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、議案第66号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
次に、
議案第67号 農地法第4条の規定による許可申請について
を議題といたします。
- 提案理由の説明を求めます。
- 主査 (出口 大悟君)
それでは議案書5ページをお開きください。
農地法第4条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。
- 1件でございます。
場所につきましては6ページを御覧ください。
4-1で表示した場所になります。

中沢区 [REDACTED]、計 2 筆 0.07056 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、営農型太陽光発電施設。

理由でございますが、申請人は農地の効率的な利用と売電収入により農業に必要な経費を捻出するため発電施設を設置したが、農地法の許可を得ていなかったため、今回手続を取り引き続き営農型太陽光発電施設として使用したいというものです。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりまして、農地区分につきましては 2 種、消極的 2 種農地となります。

また、許可の基準でございますが、非代替性で見ておりまして、期間を設定した上での一時的な転用となり、期間は 10 年となっております。

また、更新はその時点の下部農地の耕作状況等により可能となっております。

下部の農地におきましては下部の約 343 m²の中に [REDACTED] 357 本の苗を植えつける予定であります。

事業計画者につきましては、自家消費用として既に [REDACTED] 栽培の経験もあり、必要に応じて [REDACTED] または [REDACTED] 栽培をしている知人農家などから営農指導を受けることが可能なため、計画どおりの営農が見込まれると判断しております。

以上 1 件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

7 番 (田村 晴男君)

先ほどてんまつ書のほうも出ておりますので、私のほうから申し上げることは特にありません。

よろしくお願ひいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

25 番 (白川 真武君)

てんまつ書のほうの文章とこちらの備考にある文章はちょっと違うなというところがありました。4 条申請のほうには売電するということが書いてありまして、てんまつ書のほうには売電はせずということになっておりますけれども、これは行く行く売電をするということなのかということです。

あと、この面積 0.03528 という数字が出ているんですけど、どこまでの面積を申請の対象とするのかということと、営農型太陽光発電施設っていうのは、

多分支柱の部分は基礎の部分が 20cm 四方くらいのものだとは思うんですけども、上のほうはどのくらいまであるのか、そういう基準っていうものはどうなのかと思うんです。

それで、僕が思ったのは、鳥獣対策のために電牧柵を作りますよね、そのときにはやはり太陽光発電を使って充電したりしているので、そういうもの含まれてしまうのかなっていうようなところもあるんで、どういうところまで注意すればいいのかっていうことを事務局の方にお聞きしたいです。

それで、今回の支柱に対してどれだけのパネルがついているのかっていうことも知りたいです。

お願いします。

主 査 (出口 大悟君)

備考欄の「売電」っていうところは、「売電収入により」っていうところの「売電」ですか。

25番 (白川 真武君)

はい。

主 査 (出口 大悟君)

備考欄のとおりになるんですけども、発電できるようなパネルは既に設置しています。ただ、系統連系はしていないので売電してはいないっていうような状況であります。

転用の面積につきましてどこまで求めるかっていうところなんですけれども、営農型太陽光発電施設の申請につきましては支柱 1 本当たりの面積を掛け合計面積を出すということになっておりますので、必要な手続に沿って算出した数字になります。

今回につきましては、支柱 1 本当たりの基礎の部分の面積、これは何かコンクリートで基礎を打ってというものではなくて、単純に支柱を打ち込んだものになりますので、支柱の表面積がそのまま転用面積になります。1 本当たり $0.00196 m^2$ になり、36 本ですので合計が $0.00196 \times 36 = 0.07056 m^2$ になるというものです。

例えば支柱以外に太陽光発電施設をフェンスで囲ったりしたものがあればフェンスの部分も転用面積に含むこととなっております。

あと、太陽光パネルの枚数につきましては、今回は支柱を設置した上で空中に 54 枚のパネルを設置する計画となっております。

説明につきましては以上です。

25番 (白川 真武君)

設置の高さも非常に……。

主査 (出口 大悟君)
基準は下部農地の営農に支障がないような高さを設けることとなっております。
それで、今回につきましては、一番低いところで2.5m、一番高いところで3mとなっております。

25番 (白川 真武君)
あと、パネルの広さ——■■■■■を栽培するっていう話なんですけれども、畑全部を■■■■■にするのか、要は、ほかの営農型のものだったら全部囲ってその真下に作物を作るっていう形になるとは思うんですけども、パネルの大きさの説明がなかったのでちょっと分かんないんですけども、小規模でもそこまで求められるものなのかなっていうのがちょっと1点疑問に思います。

主査 (出口 大悟君)
パネルにつきましては、寸法が縦20.8cm、横が10.2cm、厚さが4cmのものとなっております。およそその大きさにつきましてはそのようになります。

会長 (氣賀澤 道雄君)
あと、ちょっと質問があったけれども、■■■■■を357本植えるとあるんですけど、これは例えば現面積に対して357で割り返すと何平米っていう形になるとか、分かりますか。

主査 (出口 大悟君)
もう一回言ってもらっていいですか。

会長 (氣賀澤 道雄君)
この場合の■■■■■1本当たりの面積。
だから、転用は0.07056m²なんですけれども、農地として残るところに■■■■■を植えるっていうことですので、■■■■■1本当たり何平米っていうのは分かりませんかっていう質問だったんですが。

主査 (出口 大悟君)
ちょっとすぐには分からないです。すみません。

25番 (白川 真武君)
今言われた20.8cm掛ける10.2cm、厚さが4cmというパネルを仮に今後私が立てた場合は申請をしなければいけないっていうことになりますよね。

主査 (出口 大悟君)
そうですね。パネルの大きさに関わらず、支柱部分の大きさ分の転用が必要です。あくまでも支柱部分のみです。

25番 (白川 真武君)
じゃあ、例えばの話ですが、椅子みたいなものにぽんぽんと太陽光発電パネルを置きました、そこで充電するようにして電牧柵を作りましたっていうのは

- 申請が要らないんですか。
- 今回の場合だと農地にぶっ刺しているから申請しなければいけないのであって、直置きしてあるっていう場合は問題ないっていうことでいいですか。
- 主査 (出口 大悟君)
- 太陽光パネルを支えるものがあるのであれば、その支える部分の転用は必要なとは思います。
- 25番 (白川 真武君)
- じゃあ、例えば、もうそこに太陽光パネルを置いた時点で申請しろということですよね。
- 主査 (出口 大悟君)
- 太陽光パネルに限らず、農地として使えなくなる部分が発生するのであれば、その部分については転用が必要という認識です。
- 25番 (白川 真武君)
- ああ、そういうことね。分かりました。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
- よろしいですか。
- 25番 (白川 真武君)
- はい。分かりました。
- 5番 (倉田 益式君)
- 出口さんのほうからの説明ではパネルの大きさは 20.8 cm と 10.2 cm ということで、このくらいのものですよね。これでは多分売電なんかとてもじゃないけどできない。
- 柱は単管で立ててあると思うんだけど、単管を立ててこれが 36 枚あったとしてもこのテーブル 1 台分にも足りないような面積で、これで売電は多分できないです。
- だから、現場がどうなっているのか……。
- もう一回パネルのサイズを御説明いただきたいと思います。
- 主査 (出口 大悟君)
- ごめんなさい。私の言い間違いでした。すみません。2.8m と 1.2m です。大変失礼しました。
- 5番 (倉田 益式君)
- 分かりました。
- 白川委員のほうから質問がありましたので、ちょっと関連して、例えば柱を立てた場合には柱の設置面積を申請しなきゃいけないということで、例えばこの部屋くらいのサイズだったら、4 本の柱を立てました、あと 6 本を通してパネルを宙づりにした場合には申請は要らないんですか。パネルの申請は要らな

いということになれば、端っここの柱の分だけで、ほかの申請は不要ということですか。

主 査 (出口 大悟君)

個別の案件については隨時県にも相談しますけれども、農地に支柱として支える部分が四方の4本だけであるのであれば4本分のみの申請になるかなと思います。

5 番 (倉田 益式君)

営農型の太陽光パネルについては、今は国のはうからも指摘が出たりして結構問題になっているんですよね。

それで、私もおととい長野に行くときにずっと見ていたら、箕輪に営農型の太陽光パネルを置いてあるところが1か所ありました。

あとは、南箕輪にも1か所、営農型の太陽光パネルを設置した場所があります。

全体の面積に対して半分ぐらいの面積にパネルを置くというようなことが営農型の太陽光発電施設だと思います。

自分で置いたんだろうけども、ちょっとここの現場はどういう置き方をしているのか、それはちゃんと営農型になっているのかいないのか、それをもう一回見る必要があるかと思います。

13番 (北澤 満君)

見るのもいいと思います。私は [REDACTED] のやったところを見に行ってきました。

[REDACTED] は8か所に設置してありますけれど、それはもう業者が来てきちんとやっていますからきれいにできているんですけども、下へ [REDACTED] を作るところの高さも [REDACTED] にあるものと同じくらいの高さで、きちんととはなっているんですけども、[REDACTED] の本数が三百何本、これを聞いたときにびっくりしました。あの中に300本も収まるのかっていうのは、ちょっと不安な部分もあります。

しかし、[REDACTED] は幾らか日よけが必要という花木みたいですので、どうも太陽光の屋根があってその下でナンテンを作るのは最適というふうに言われているみたいで、[REDACTED] を計画しているところが多くなってきているのかなと思っています。

私は地元ですので、現場を見ているもんで太陽光発電施設を設置したことは理解できます。

これからも営農型太陽光発電施設の申請が上がってくると思います。私のほうでも別の案件で意見書を書いてありますけれども、どうしても疑問なら皆さんも大曾倉ではどういうふうに設置されているのかを見に行くのも勉強になるのかなというふうに感じております。

のところは、本当に ■■■ が 300 本も入るのかどうかっていうのはちょっと不思議に感じているところであります。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにございますか。

18番 (吉瀬 久司君)

すみません。ちょっと話がずれてしまうかもしれないんですが——今回はこれで結構だと思います。それはそれでいいんです。

今後のことなんですけれども、判断基準は農地の使用っていうことで、今回は支柱の大きさの面積が出てきましたけど、実際に僕らが知りたいのは、パネルを置いたことによってどのくらいの農地が日陰になるのかっていう言い方はおかしいですけれども、太陽光が遮られるのかなっていうことも知りたいんで、1つの材料として、パネルを設置した場合に太陽が当たらなくなる面積っていうか、そういうのも今後はちょっと資料として出していただけるとありがたいと思います。

会長 (氣賀澤 道雄君)

では、事務局のほうには今後そのような対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ほかにございますか。

12番 (春日 知也君)

いろいろな関係の皆様の御努力は理解できているところで、吉瀬委員のおっしゃられたようにこれで採決かなと思っておるんです。

ですが、何でしょう、これを前例にしないというんですかね、個別案件として一つ一つ判断していくことだと思うんですが、今回はこういう重大な案件でしたと、それで、経過確認をしっかりとして、慎重な審議をして、農家自身がやつたことで営農活動をきちんとやっていくからどうも悪質性は小さいよねと、だから例外的に許可するとか、あるいはまた許可しないのかもしれません、許可するなら許可することになったというようなところがきちんと記録に残るように事務局にはお願ひしたいです。

会議録は公表されますけれども、ぜひ、今回の会議録を見た方がああこういうふうにしていいんだといったことにならないようにしていただきたいなと思っています。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

営農型太陽光発電施設につきましては、承認されますと毎年年度末に事務局と担当農業委員が確認していくっていうような運営をしていくのだということを聞いております。

主査

出口さん、たしかそれでいいんですね。

(出口 大悟君)

年末っていうよりは、農地パトロールの際と、あとは年に一度の報告が義務づけられているので、事業計画者から写真つきで報告が出てきたときには、本当に写真のとおりになっているのかっていうところは見に行っております。

あとは、もう隨時、地元委員さんのほうに御協力をいただいているところです。

それで、参考程度になんですかけれども、一応、今まで営農型太陽光発電施設で許可を受けたところについても、年に一度の報告が出てきた際には、そこに添付されている写真のとおり作物が育っているのかどうかですかとか、そういうところは写真と照らし合わせながら見させていただいている。

会長

(氣賀澤 道雄君)

今事務局からもありましたように、言葉は悪いかもしませんけど監視の対象で状況を見守っていくという運営をしていくということですので、そこら辺も含めまして審議の決を採っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ほかに御意見ござりますか。

1番

(森 武雄君)

昨日ですかとも、現場に行って現地を見てきました。

田んぼと畑を合わせて 970 m²くらいなんですが、その前面ではなくて、奥のほうのところに単管のパイプを立ててパネルと設置していたということあります。電線のコードをパネルのほうから引いて、地下まで持っていきまして、地下を通して配線をしてあるというような格好でした。

それで、パネルの下では [REDACTED]などをやっていたかと思いつますけれども、昨日現在は何も作物っていうのは作っていなくて、まだ [REDACTED]も植えていないっていう状態でした。

思ったよりも何か狭いような面積なのかなと思って見てきましたけれども、パネルが敷いてあるところ以外のところは耕してありますし、畦畔の草もきちんと刈られておりまして、そんな状況がありました。

先ほど委員から御意見がありましたように、今回認めるという結果になった場合についても、本人からの報告を受けて、今後はそれをきちんとチェックしていくことが必要かと思います。

令和3年頃からやっているということですが、今までいい作物がなかったようですので、適合する作物をきちんと育てていっていただいて、その報告なりチェックをしっかりしていくことかなと思って帰ってきました。

そんな意見です。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございます。
ほかにございますか。
〔発言者なし〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、議案第 67 号について、先ほど事務局から説明がありましたよう
なこれから監視の体制も含めまして結論を出したいと思いますが、一応この
案件につきましては承認するという形で進めてもよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
では、そのように進めますので、よろしくお願ひいたします。
それでは、
議案第 68 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)
それでは議案書 7 ページをお開きください。
農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていた
だきます。
計 4 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 8 ページの左側を御覧くだ
さい。
5-1 で表示した場所になります。
北割 2 区、[REDACTED] の西 1 筆 9.25 m² になります。
7 ページにお戻りください。
申請目的でございますが、住宅敷地。
図面の [REDACTED] さんと表示のある箇所が譲受人の住宅となりまして、こちらの敷
地と一体的な利用となっております。
理由でございますが、譲受人は以前より自宅敷地の花壇との認識で使用して
いたが譲渡人名義の畑の一部であることが分かったため、改めて手続を取り当
地を取得したい、譲渡人は数十年前に石垣を設置した折に当地を譲受人の宅地
として使用することを確認しているため譲受人の要請に応じるというもので
ございます。
農振法等でございますが、令和 5 年 9 月 27 日、農振除外が認可となってお
ります。
農地区分につきましては 3 種、上下水道管埋設、近くに [REDACTED]

■、■ありということでございます。

続きまして2番でございますが、場所につきましては8ページの右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

小町屋区、■の西1筆265m²になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

図面の計画地西側の「自宅」と表示のある箇所が譲受人の住宅となりまして、こちらと一体的な利用を計画しております。

理由でございますが、譲受人は新たに家庭菜園及び家庭菜園に必要な物置等を設置する敷地を確保するため当地を取得したい、譲渡人は相続した農地であるが遠方に住んでおり今後も耕作の予定がないため譲受人の要請に応じるというものです。

農振法等でございますが、第1種住居地域となっておりまして、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして3番でございますが、場所につきましては9ページの左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

小町屋区、■の南東、計4筆517m²になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、宅地分譲が2区画。

理由でございますが、譲受人は市内において不動産業を営んでおり、事業拡大を図るため通学エリアであり住宅地として利便性のより当地を宅地分譲地として販売するため取得したい、譲渡人は高齢であり維持管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものです。

農振法等でございますが、準住居地域となっておりまして、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして4番でございますが、場所につきましては9ページの右側から10ページの左側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

中沢区■、計2筆67m²になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

図面の「自宅」と表示のある箇所が譲受人の取得予定の住宅となっております。自宅と一体的な敷地利用を計画しております。

理由でございますが、譲受人は移住に伴い取得予定の住宅に付随する当地を

家庭菜園として使用するため取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりまして、農地区分につきましては2種、消極的な2種農地となりまして、不許可の例外として非代替性で見ております。

以上4件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

10番 (塩木 操君)

1番ですが、ここは以前の農振除外のときにも説明したとおりです。

5-1と示した地図を見てもらうと分かりますように、土地改をする前はここに小川が流れておりました。土地改でそこにU字溝を敷設する際、曲がった部分を真っすぐにしたため一部がお隣の敷地のほうに行ってしまったということで、ここはちょうど■さんの家の木戸先になりますが、■さんはここが自分の敷地だと思い花壇を作っていたということです。

昔はお隣との境界を道路とか川で分けていたんですが、土地改をやったので、U字溝を真っすぐに設置したことにより半端な土地がお隣との間にできてしまっていたということで、特に問題ないと判断しました。

12番 (春日 知也君)

2番3番は小町屋の案件ですので、まとめて御説明いたします。

小池委員と2人で現地確認をいたしました。

2番につきましては、これはもう地図を御覧のとおり住宅に囲まれておりますし、別に問題なしと判断いたしました。

3番のほうにつきましては、東側に畠が残っているんですけども、営農上問題になるようなことはなく、生活排水が流れ込まないように気をつけてくださいというように意見をつけまして、あとは問題ないと考えております。

7番 (田村 晴男君)

4番の件でございますが、先月は農地付住宅の購入という形で住宅の部分の申請が上がっておりまして、そこの玄関脇と住宅の軒下の部分にまだ農地があるという形で申請が出てきたんですけども、今は宅地化してしまっておるので宅地として5条申請で出し直していただいたという形でございます。

こちらの土地がとても気に入って移住してくるという方でございまして、家庭菜園をやりたいという意欲に燃えているようでございます。

まだ私はその方に会ったことはありませんけれども、休みの日にはこちらに来て軒下に植わっている立ち木を抜いたりするなどを始めているようでござ

いまして、どうしても家庭菜園を作りたいというようなことでございます。やる気はとてもあるということでありました。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 68 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 68 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで議案第 69 号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項 議事参与の制限規定により 14 番 宮澤秀一委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

[14 番 宮澤秀一君 退場]

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、

議案第 69 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (高坂 貴和君)

それでは議案書 11 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和 5 年 11 月 30 日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 9 万 5,449 m²、畑が 994 m²、合計 9 万 6,443 m²でございます。

貸手が 34、借手が 28 です。

(2) 番 (3) 番の表につきましてはお目通しいただき、12 ページ～16 ページに詳細が載っておりますので御確認をお願いします。

以上、御審議をお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございます。
それでは少し時間を取りますので御確認いただきたいと思います。お願いいたします。

[各自默読]

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは地元委員で何か補足説明がありましたらお願いいいたします。——ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。

2番 (中嶋 隆君)
いつもよりやたら多いような気がするんですが、特に利用権のほうの新規つていうところでこれだけの量っていうのはなかなか出たことがないような気がするんだけど、何かした結果でこれが出てきているのか、そうじゃなくてこうなのか、お伺いしたいです。

主査 (高坂 貴和君)
お答えをさせていただきます。
今回、新規という形になっていますが、更新っていうものがあり、市の利用権だった終期を迎えて、そのまま更新になるものになります。
それで、新規の中の実際に今まで全くなくて新規っていうのは5件なんですが、うち22件につきましては、JAの円滑化事業の12月末で終期を迎えるものにつきまして、引き続き貸借をするのではなくて市の利用権で受けるということで、今回、新規にはなるんですけども、具体的に言うとJAの円滑化事業で既に以前にも貸借があったという内容のものになります。

会長 (氣賀澤 道雄君)
よろしいですか。

2番 (中嶋 隆君)
はい。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
ほかにございますか。

5番 (倉田 益式君)
私も年なんであまり問題にしたくないんですけど、例えば29番は利用権の設定を受ける者が85歳っていうことなんですか? これの方は実際に85歳

でこれから農業を拡大してやっていこうっていうことなんでしょうか、それとも誰かに任せるのか……。

会長 (氣賀澤 道雄君)
事務局、分かりますか。

主査 (高坂 貴和君)
こちらの貸借につきましては、御自身の御健康を見ながら、1年単位で様子を見ながら、今年は受けられるということで、1年ということで貸借の期間を指定していきます。御高齢なんですけれども、やはり御自身もまだ頑張りたいということで、1年ということで今回は使用貸借の申込みがありました。

5番 (倉田 益式君)
分かりました。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
ほかにございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは議案第69号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

会長 (氣賀澤 道雄君)
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
御異議なしと認めます。よって、議案第69号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔14番 宮澤秀一君 入場・復席〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第70号 農用地利用集積計画の策定について(売買)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次長 (山本 孝浩君)
それでは議案書17ページを御覧ください。

議案第70号 農用地利用集積計画の策定について(売買)を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日は令和5年11月30日。

売買の面積は田んぼが8,330m²。

売手、買手ともに2となります。

本売買につきましては11月9日に農地あっせん審査会を開催しております。続いて18ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

1件目は長野県農業開発公社から■さんが買い受けるという内容となっております。

対象となる農用地の面積は5,999m²。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡し時期につきましては令和5年12月15日となります。

また、対価につきましては101万5,000円。

取得後の利用目的は水稻栽培の予定となっております。

こちらの対象地につきましては19ページの左側の図面を御覧いただきたいと思います。

上赤須にあります■の南側に位置する農地となります。

18ページにお戻りください。

2件目ですが、■さんから長野県農業開発公社が買い受けるという内容となっております。

対象となる農用地の面積は2,331m²。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期は令和5年12月20日。

対価につきましては70万円となっております。

また、取得後の利用目的につきましては、取得前と同様に水稻栽培という内容となっております。

こちらの対象地につきましては19ページの右側の位置図となります。

菅の台の■の南東に位置する農地です。

1件目の長野県農業開発公社へ売り渡した前所有者、2件目の今後長野県農業開発公社から買い受ける方につきましては、18ページの表の左下に記載のとおりでございます。

以上2件につきまして御審議をお願いします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明がありましたらお願いします。——よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第70号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 70 号 農用地利用集積計画の策定について（売買）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。
これにて令和 5 年第 12 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。
どうもお疲れさまでした。

閉会 午後 4 時 46 分

